

**令和7年度逗子市地域公共交通計画策定業務に係る
公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、当該業務に関して、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの企画提案を受け、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務では、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、逗子市における公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を共有した上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

3 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度逗子市地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「逗子市地域公共交通計画策定業務一般仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 発注者 逗子市長 桐ヶ谷 覚
- (5) 事務局 逗子市環境都市部環境都市課（以下「事務局」という。）
住所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16
電話：046-873-1111（内456） F A X：046-873-4520
メールアドレス：kankyo@city.zushi.lg.jp

4 参加募集

逗子市（以下「本市」という。）ホームページにおいて公表する。

5 選考方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者以上で実施する。

ただし、本業務は、令和7年逗子市議会第1回定例会に提出する、本業務に係る令和7年度逗子市一般会計予算が議決された場合に執行する。議決されない場合は本選考を中止するものとする。

6 提案見積上限額

15,334,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

なお、本限度額は本業務の履行にかかる全ての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とする。

7 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当

しないことが判明した場合には失格とする。

(1) 企業に関する事項

- ア 本業務に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- イ 神奈川県又は東京都に本社又は営業所を有すること。
- ウ 参加申し込み時点で、逗子市競争入札参加資格登録名簿の「コンサル―都市計画及び地方計画」に記載されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）第 2 条各号（第 4 号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- ケ 国又は地方公共団体との契約に関して、本業務の参加申込を表明する時点で履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- コ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 資格・実績に関する事項

ア 法人の業務実績

過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日以降）に、国（公社・公団含む。）又は地方公共団体（市町村が主体となった協議会を含む。）が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務等の履行実績を持つものであり、公共交通計画に関し豊富な知識を有していること。ただし、履行実績とは策定業務であれば本体業務の履行実績であり、アンケート調査等の業務の一部を履行したものは含まれない。

イ 配置技術者

本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、かつ、管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門の都市及び地方計画又は建設部門の都市及び地方計画）又は R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

8 プロポーザルの日程

次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表	令和7年3月3日（月）
② 実施要領等に関する質問受付	令和7年3月3日（月）～3月12日（水）
③ 実施要領等に関する質問に対する回答	令和7年3月3日（月）～3月17日（月）
④ 参加申込書及び資格審査書類の受付	令和7年3月17日（月）～3月24日（月）
⑤ 参加資格確認結果の通知	令和7年3月28日（金）
⑥ 提案書及び提案見積書の提出期限	令和7年3月28日（金）～4月11日（金）
⑦ 書類選考結果の通知 （参加事業者が6者以上の場合）	令和7年4月24日（木）
⑧ プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年5月1日（木）
⑨ 最優秀者及び優秀者の選出、結果通知	令和7年5月中旬（予定）
⑩ 事業者の決定	令和7年5月中旬（予定）
⑪ 業務委託契約締結	令和7年5月下旬（予定）

9 参加申込書等の交付

令和7年3月3日（月）から本市のホームページにおいて参加申込書等の交付を開始する。

URL：<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/1004803/1012427.html>

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、実施要領、仕様書及び提出書類の作成に関するものとし、評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加業者名、評価委員等）は受け付けない。

（1）受付期間

令和7年3月3日（月）午前8時30分から同年3月12日（水）17時まで

（2）質問方法

所定の質問書（第8号様式）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、メール送付後、必ず事務局へ電話連絡すること。

（3）回答方法

質問があった場合は、令和7年3月17日（月）までに本市ホームページに掲載することにより回答する。質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時本市ホームページへ回答を掲載する。

（4）その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

11 参加申込書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込みする。

（1）提出期限

令和7年3月24日（月）17時まで

（2）提出書類

次の書類を各1部ずつ提出する。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（第1号様式）	
②	会社概要（第2号様式）	会社パンフレット等の会社概要がわかるものを添付。
③	法人の業務実績（第3号様式）	過去5年以内の業務実績（7 参加資格要件（2）ア に該当する実績）を1件以上、最大5件まで記載すること。なお、記入した業務実績の事実を確認する書類として、「契約書及び仕様書」又は「一般財団法人日本建設情報総合センターが管理するテクリスの登録内容確認書」の写しを添付。
④	業務実施体制（第4号様式）	配置を予定している技術者全てを記載し、技術者の保有資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付。 業務実績は、過去5年以内の業務実績（7 参加資格要件（2）ア に該当する実績）を1件以上、最大5件まで記載すること。その際、法人の業務実績に記載したものの以外の実績を記載する場合は、その業務実績の事実を確認する書類を添付。
⑤	参加資格がある旨の誓約書（第5号様式）	
⑥	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月以内のもの）（写し可）
⑦	納税証明書	国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がないことの証明書類。（発効後3か月以内のもの）（写し可） ※国税は納税証明書「その3の3」に限る。

（3）提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、休日を除く8時30分から17時までとする。郵送の場合は、期限までに事務局に到着したものに限り。

なお、提出後の追加及び変更は認めない。

（4）参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和7年3月28日（金）までに通知する。

12 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和7年4月11日（金）17時まで

（2）提出書類

次の書類を各8部ずつ提出する。

番号	提出書類	提出上の注意
①	企画提案書（表紙）（第6号様式）	
②	企画提案書（任意様式）	企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとする。 ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。 また、企画提案書は目次及びページ番号をつける。
③	提案見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載。
④	令和8年度事業費概要書（任意様式）	参考資料「令和8年度 逗子市地域公共交通計画 策定業務 想定業務内容」に基づき、作成すること。
⑤	法人の業務実績（第3号様式）	過去5年以内の業務実績（7 参加資格要件（2）ア に該当する実績）を1件以上、最大5件まで記載すること。添付書類は不要。
⑥	業務実施体制（第4号様式）	配置を予定している技術者全てを記載すること。業務実績は、過去5年以内の業務実績（7 参加資格要件（2）ア に該当する実績）を1件以上、最大5件まで記載すること。添付書類は不要。

（3）企画提案書の提案項目

別紙「仕様書」に基づき、次の項目について提案する。提案にあたっては、項目ごとに検討内容及び手法等を具体的に記述すること。

- ア 本市の現状についての基本認識（可能な限り現地を確認した上で記述すること）
- イ 本市における課題及び解決策の仮説
- ウ ア、イ及び「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートを踏まえた本業務の実施方針
- エ 具体的な作業内容及び作業工程
（事業者独自の専門的知見、ノウハウ等を活かした自由提案も含む）
- オ 法定協議会等の運営における支援内容
- カ 業務実施体制

（4）提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、休日を除く8時30分から17時までとする。郵送の場合は、期限までに事務局に到着したものに限り。

なお、提出後の追加及び変更は認めない。

13 書類選考について

（1）書類選考の実施

参加事業者が6者以上の場合は、書類選考を実施する。書類選考を通過した5者のみプレゼン

テーションへ参加できるものとする。

(2) 選考方法

「逗子市地域公共交通計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会規程」に基づく逗子市地域公共交通計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会（以下、「選考委員会」と言う）を設置し、評価基準に基づき企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選考する。

(3) 書類選考結果の通知

応募した全ての事業者に対し、参加申込書（様式第1号）に記載された連絡担当者の電子メール宛てに令和7年4月24日（木）までに通知する。

14 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時

令和7年5月1日（木）（予定）

(2) 実施方法

プレゼンテーションは、本要領12（3）に記載の順で説明するものとし、持ち時間は概ね60分（準備5分、説明30分、質疑応答20分、片付け5分）を予定。

出席者は3名以内とし、本業務における管理技術者は必ず出席すること。

(3) 会場設営

ホワイトボード1台、プロジェクター及びスクリーン（又は液晶モニター）1組は、事務局が用意する。ただし、パソコン等、必要な物品は参加者が用意すること。

(4) その他

詳細な日時及び場所については、別途通知する。プレゼンテーションでは、提案書類の提出時に添付していない資料等の追加は認めない。

15 事業者選考方法

(1) 受託候補者の選考は、全参加者のプレゼンテーション終了後、選考委員会が以下の（6）評価基準に基づき実施する。

(2) 見積提示金額が 実施限度額を超えている場合は、その企画提案は受け付けない。

(3) 評価点の合計得点が最上位の者を受託候補者として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者として決定する。ただし、審査の結果、本業務の実施が困難であると選考委員会が決定した参加者については、受託候補者及び次点の事業者となることができない。

(4) 最高得点者が複数の場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同じ場合は、くじ引きにより決定する。

(5) 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、選考委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できる時は、当該参加者を受託候補者として決定する。

(6) 評価基準

番号	評価項目	評価基準	配点
ア	本市の現状についての基本認識（可能な限り現地を確認した上で記述すること）	本市の地域特性等の理解度は高いか。	30
イ	本市における課題及び解決策の仮説	現状を理解した上での課題及び解決策の着眼点の優劣、妥当性はいかがか。	30
ウ	ア、イ及び「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートを踏まえた本業務の実施方針	ア、イ及び「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートを踏まえた上で、計画策定から公共交通施策の実施までを見据えた本業務の実施方針となっているか。	30
エ	具体的な作業内容及び作業工程	仕様書に基づく業務内容を、事業者独自の専門的知見、ノウハウ等を活かした具体的な作業内容に落とし込んでいるか。 作業工程が適切かつ現実的なものであるか。	20
オ	法定協議会等の運営における支援内容	法定協議会等における資料作成、助言など、事務的な支援が期待できるか。	20
カ	業務実施体制	業務遂行に適切な組織編制、人員配置となっており、迅速かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。	5
キ	業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	5
ク	見積金額	10点×参加者中の最低見積価格／見積価格（小数点切捨て）	10

16 選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションの参加事業者に対し、令和7年5月中旬までに郵送にて通知を行う。また、市ホームページにも選考結果を公表する。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

17 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに事務局へ辞退届（第7号様式）を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

18 契約の締結

審査の結果、受託候補者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し受託候補者と契約が締結できない場合には、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として契約交渉を行うものとする。

- (1) 受託候補者が審査後に本要領7に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

19 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、受託候補者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

20 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 必要書類を期限までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為等があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他、本業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生した場合

21 その他の留意事項

- (1) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (4) 配置予定技術者は、原則として変更することはできない。
- (5) 提出書類は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開されることがある。
- (6) 本プロポーザルへの参加により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる、企画・提案能力のある受託候補者を選考するものである。そのため、業者選考後、双方の協議の上、業務の詳細についての仕様を定める。
- (8) 逗子市地域公共交通計画の策定期間は、令和7年度から令和8年度までの2か年を予定しているが、契約は業務内容ごとの単年度契約とする。令和8年度についても計画策定業務を予定しており、令和8年度予算が成立し、令和7年度の受託者の成果を踏まえ、予算の範囲内において令和7年度受託者との契約を締結する予定である。
- (9) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。